

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	自動車臨時運行の許可		
根拠法令及び条項	道路運送車両法 第34条 第2項		
所管部課(室)係名	都市基盤部 交通政策課 総務係		
審査基準	関係条項	同法 第35条 道路運送車両法施行規則 第21条 自動車損害賠償法第9条第1項、第5項	
	基準	1、以下の運行目的に限り許可する。(道路運送車両法第35条第1項) (1) 自動車の試運転 試運転とは自動車の製作者等が性能試験を目的とするもので顧客に試し乗りさせる場合の試乗とは異なる。この場合は経路及び運行期間は極めて限定される。 (2) 検査、登録等の際に現車を提示するための回送 新規登録、新規検査、予備検査、自動車検査証が有効でない自動車の継続検査等の申請のために必要な陸運支局または軽自動車検査協会への提示及び整備のための整備工場への運行。 (3) その他特に必要がある場合 自動車登録番号標紛失等に伴う再交付または番号変更、封印の取付け、自動車の販売業者等の販売もしくは引渡しのための回送。これら以外の場合は消極的に解する。 2、自動車臨時運行許可申請書には以下の項目を記載しなくてはならない(道路運送車両法施行規則第21条) (1) 氏名又は名称及び住所 (2) 車名 (3) 形状 (4) 車体番号 (5) 運行の目的 (6) 運行の経路 (7) 運行の期間	
	参考事項	「自動車臨時運行許可事務の取扱について」 国土交通省近畿運輸局 平成23年1月	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成26年3月14日最終変更)	
	標準処理期間	即日(注: 休日は含まない)	
標準処理期間	内訳	経由期間 日(事務所) 処分期間 日(部 課)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)	
備考			